

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年9月1日まで

私の厚生年金保険の記録は、昭和45年8月1日にC社D工場において資格喪失し、同年9月1日にA社B工場において資格取得したことになっているため、1か月の空白期間が生じている。

途中で退職した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を含むグループ企業の人事記録等を管理しているE社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和45年8月1日にC社D工場からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B工場は、昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、商業登記簿謄本によれば、同社は23年6月*日に株式会社として設立登記されており、申立期間において、少なくとも5人以上の従業員が継続して勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康

保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年9月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA社B工場は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年9月1日まで

私の厚生年金保険の記録は、昭和45年8月1日にC社D工場において資格喪失し、同年9月1日にA社B工場において資格取得したことになっているため、1か月の空白期間が生じている。

途中で退職したことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を含むグループ企業の人事記録等を管理しているE社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和45年8月1日にC社D工場からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B工場は、昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、商業登記簿謄本によれば、同社は23年6月*日に株式会社として設立登記されており、申立期間において、少なくとも5人以上の従業員が継続して勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康

保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年9月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA社B工場は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から同年10月まで
② 平成6年11月30日から7年7月21日まで

私は、A社を退職するまで、毎月20万円ぐらいの給与を受け取っていたので、申立期間①について標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成5年9月から7年7月20日までA社に継続して勤務していたので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年11月30日）の後の同年12月8日付けで、同年2月1日に遡って標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、同社の事業主及び同僚12人についても、申立人と同様に同年12月8日付けで、同年2月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該遡及訂正処理について、A社の複数の同僚は、「申立期間①当時、A社の業績が悪く、給与の遅配が数か月あったが、給与が大幅に減額されたことはなく、標準報酬月額が下がっているのはおかしい。」と証言している。

また、申立人から提出された普通預金通帳の写しにより、申立期間①において、A社から支給されたと判断されるおおむね18万円の給与の振込みが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立

期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、上述のとおり平成6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないため、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない。

また、申立期間②当時、A社に在籍していた同僚から提出された給与明細書により、当該期間については、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成6年11月30日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の同僚が、同日付けで国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できるところ、当該複数の同僚は、「A社に継続して勤務していたが、会社の指示により、平成6年11月30日以降は国民年金に加入した。国民年金に加入していた期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年9月1日まで

私の厚生年金保険の記録は、昭和45年8月1日にC社D工場において資格喪失し、同年9月1日にA社B工場において資格取得したことになっているため、1か月の空白期間が生じている。

申立期間当時もB工場で工場長として勤務しており、一度も辞めていないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を含むグループ企業の人事記録等を管理しているE社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和45年8月1日にC社D工場からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B工場は、昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、商業登記簿謄本によれば、同社は23年6月*日に株式会社として設立登記されており、申立期間において、少なくとも5人以上の従業員が継続して勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康

保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年9月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA社B工場は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年10月から13年11月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月から13年12月まで
② 平成14年1月から同年5月まで
③ 平成14年6月16日から同年7月1日まで

申立期間①及び②の標準報酬月額が、当時の給与額より低い額になっているので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間③について、平成14年6月末日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成12年12月から13年11月までの期間については、課税庁から提出された課税資料（社会保険料控除額等が記載）により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成12年10月及び同年11月については、課税資料などの保険料控除額が確認できる資料は無いものの、当該期間は、直後の同年12月から13年9月までの期間と同一の定時決定による適用期間内

であることから、当該期間と同額の厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立人の平成12年10月から13年11月までの期間に係る標準報酬月額については、上記課税資料により推認できる保険料控除額等から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は資料が無く不明としているが、上記課税資料において推認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、課税資料により推認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年12月について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与明細により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、平成14年6月7日付けで、同年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、申立人の被保険者資格喪失日（同年6月16日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時の事業主及び同僚6人についても、申立人と同様に平成14年6月7日付けで、同年1月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、上記給与明細（平成14年2月及び同年3月）及び金融機関から提出された取引明細表（同年1月から同年5月まで）により、申立人は、当該期間において、26万円を超える給与を支給されていることが確認又は推認できることから、当該期間当時、申立人の報酬月額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額まで減額された事情はうかがえない。

また、滞納処分票により、平成14年当時、A社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、同社の事業主は、「当時、厚生年金保険の事務は、妻が担当していたが、その妻から、『社会保険事務所から、滞

納している保険料を減らすために、標準報酬月額を低く届け出ることについてアドバイスを受けた。』と聞いたことがある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成14年6月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、同年1月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成14年6月15日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、上記取引明細表によると、A社から申立人に対する最終給与は平成14年6月28日に振り込まれていることが確認でき、上記給与明細（13年12月、14年2月及び同年3月）及び振込額の推移から判断して、当該月においても1か月分の厚生年金保険料が控除されていると考えられるところ、当時同社では、当月の給与から前月分の厚生年金保険料を控除していたとみられることを踏まえると、当該月に控除されている厚生年金保険料は前月分（同年5月分）であり、申立期間③（同年6月分）に係る厚生年金保険料は控除されていないものと考えられる。

さらに、申立人がA社の次に勤務したB社から提出された平成14年分給与所得の源泉徴収票を検証した結果、申立人は、A社において申立期間③に係る厚生年金保険料を控除されていないと考えられる。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年11月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月16日から同年11月4日まで

A社在籍中にB社を立ち上げた。同社の手続きが完了したので、社会保険を切り替えると言われた。継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳、同社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（平成9年11月4日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳の保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、資格喪失日について手続きを誤ったとしていることから、事業主が平成9年10月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月、同年6月及び同年11月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月及び同年6月
② 昭和47年11月から50年12月まで

私は、20歳になったときからA町において、国民年金保険料を納付した覚えがあり、その後、転居したB市C区では、同市の集金人が来ていたため、未納が無いように保険料を納付していた。また、1年ほど後に同区内で転居したが、そこでも集金人が来たため、引き続き保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、A町の国民年金保険料検認記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月頃に同町で払い出されており、申立期間①直前の同年*月から同年4月までの保険料については、同町で納付されていたことが確認できる。

しかしながら、A町の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認記録のいずれにおいても、申立人は、昭和47年5月にD市に転出したと記載されている上、申立期間①及び②の保険料がA町において納付されていた形跡は見当たらないほか、申立人の転出先と記載されているD市においても、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡はうかがえない。

また、申立人は、前記のとおり、A町で既に国民年金に加入していたため、B市で国民年金に係る住所変更の処理が行われた後は、集金人（国民年金推進員）に保険料を納付することは可能であったと考えられるが、i) 申立人は、国民年金に係る住所変更の事務時期の記憶が明確ではなく、詳細は不明であること、ii) 同市の国民年金被保険者名簿に記載されている住所地の地番は、同

市で昭和49年1月に地番変更が行われた後に使用されていたものであるため、この地番変更以前に国民年金に係る住所変更の処理が行われていないものと考えられること、iii) 国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、50年12月まで不在被保険者（転出先が不明等住所が不明な被保険者）とされており、それまで当該台帳はA町を管轄する社会保険事務所（当時）に保管されたままであったことを踏まえると、申立人のB市での国民年金に係る住所変更の処理は、同年12月以降に行われたものと考えられる。このため、申立期間①及び②当時、同市の集金人は申立人宅を訪問していなかったものとみられ、申立人は、申立期間①及び②当時、集金人に対して保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の申立人の国民年金に係る住所変更が行われた時期を基準とすると、申立期間②のうち、昭和48年10月から50年12月までの保険料については、遡って納付することは可能であったものの、申立人は、保険料を遡って納付したり、まとめて納付した覚えは無いとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたと推認することまではできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3517 (事案 47 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年4月まで

私は、当時母親と同居し、母親、叔父と3人で飲食業を営んでおり、国民年金保険料は、母親が3人分を一緒に納税組合へ支払っていた。母親、叔父には未納が無く、自分にだけ未納があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和46年10月20日であり、これを基準にすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 社会保険庁(当時)の記録によると、申立人は申立期間直後の同年5月から同年9月までの国民年金保険料について、48年9月に過年度納付しているが、申立人の母親及び叔父の当該期間の保険料は現年度納付となっており、母親が3人の保険料を一緒に支払っていたとする申立人の主張と符合しないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに係る口頭意見陳述の際に、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付を示す資料として、新たに母親が当時記載していたとする金銭出納帳を提出している。しかしながら、当該出納帳において、申立期間の保険料納付をうかがわせる記載は、昭和44年11月30日に「年金町ヒ」として、3,350円を支払った旨の1回のみであり、納付対象者及び対象期間を特定することはできないなど、その内訳は不明である上、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記載も見当たらないことから、当該出納帳は

委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和46年5月13日とされていることから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親が納税組合へ保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、母親及び叔父には未納が無く、自分にだけ未納があることに納得がいかないとしているところ、母親及び叔父は国民年金制度発足当初の昭和35年10月及び同年12月に被保険者資格を取得していることから、前述のとおり、国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なり、母親及び叔父の保険料が納付済みとされていることをもって、申立人の保険料も納付されていたものと推認することまではできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月頃から 38 年 10 月頃まで
② 昭和 38 年 10 月頃から同年 12 月頃まで
③ 昭和 38 年 12 月頃から 39 年 10 月頃まで
④ 昭和 39 年 10 月頃から 42 年 11 月頃まで
⑤ 昭和 43 年 10 月頃から 46 年 7 月頃まで

申立期間①、②、③、④及び⑤について、事業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私は、A社に入っていたB社で働いていた。」と述べているところ、A社の社史において、B社と記載があること、及び申立人が同社の元事業主の家族を覚えていることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「B社は既に無くなっており、事業主も亡くなっている。その娘さんに電話したが、『うちは厚生年金に入っていない。』と言われた。」と述べているところ、B社の所在地を管轄する法務局に、同社が法人登記された記録は無く、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、申立人が名前を挙げた元事業主の家族についても、同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人の友人の証言により、期間を特定することはできないものの、申立人がC社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「C社には、今は無いD事業所からの紹介で入社したと思うが、同事業所から紹介されたE社の年金記録はある。」と述べているところ、C社は平成21年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、23年1月*日に破産手続が終了している上、同社の元事業主は、「当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険の取扱

いについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間②当時、C社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「C社は、失業保険は保険料が少ないことから強制加入させられたが、厚生年金保険の加入は任意だった。」と回答していることから、同社については、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間②においてC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

3 申立期間③について、申立人は、「F社内にあったG社で働いていた。」と述べている。

しかし、申立人は、「G社には、今は無いD事業所からの紹介で入社したと思うが、同事業所から紹介されたE社の年金記録はある。」と述べているところ、G社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間③において、G社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人のことは、はっきり覚えていない。」と回答している。

さらに、申立期間③においてG社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

4 申立期間④について、申立人は、「H社及び同社が名称変更したI社で働いていた。」と述べているところ、I社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（平成22年10月1日）当時の事業主（以下「全喪時の事業主」という。）から提出された書面により、期間を特定することはできないものの、申立人がH社及びI社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、H社は、昭和41年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡している上、同社及びI社に係る厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚に照会をしたところ、「当時の厚生年金保険の取扱い等、詳しいことは不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間におけるH社の厚生年金保険の取扱い等について確認できないとともに、申立期間④のうち、昭和39年10月から41年3月までにおいて同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、I社は、商業登記簿謄本によると、平成22年9月*日付けで解散し、オンライン記録によると、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、全喪時の事業主は、「I社に関する資料の保管は無く、先代の事業主は亡くなっているため、採用や社会保険事務について詳しいことは分からない。」と述べていることから、申立人の申立期間④における同社

の厚生年金保険の取扱い等について確認できないとともに、申立期間④のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年9月から42年11月までにおいて同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間④において I 社の被保険者記録が認められる同僚は、「私が I 社にいた当時は30人ほどの従業員がいたと思う。」と述べているところ、オンライン記録によると、当該同僚が在籍していた当時の同社における厚生年金保険の被保険者は11人であることから、同社においては、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「一旦 I 社を退社し、再び同社で働いていた。退職する時には、厚生年金保険の被保険者証をもらった記憶がある。」と述べているところ、全喪時の事業主から提出された書面及び申立人の友人の証言により、期間を特定することはできないものの、申立人が I 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、前述のとおり、I 社は平成22年9月*日に解散し、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、及び全喪時の事業主の回答から、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間⑤において、I 社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人のことは、はっきり覚えていない。」、「当時の社会保険の取扱いについては分からない。」と回答している上、申立期間⑤において同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 9 月まで

申立期間当時は、毎年昇給があった時期なので、標準報酬月額が引き下げられたことに納得できない。

また、その前後の期間についても標準報酬月額が低いと思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の関係書類を保管しておらず、当時のことは分からない。」と回答している上、当時の事業主は病気のため回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立期間当時のA社の同僚（現在の同社事業主）は、「私は、当時パート勤務であった上、社会保険関係の事務を担当していなかったので、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額については分からない。」と証言しており、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の標準報酬月額に、遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年頃から40年頃まで

従兄弟の紹介でA事業所のB事業所で勤務した。勤務場所はC事業所の現場での仕事をしていた。

厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の現場、仕事の内容、D社、A事業所及びB事業所との間の請負関係などについて具体的に記憶している上、当該内容はD社及びA事業所の回答とも符合していることから、期間は特定できないものの、申立人がA事業所又はB事業所のいずれかに勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同事業所の現在の事業主は、「当時の事業主は、既に死亡した。また、申立期間を含め10年近くの間、D社からC事業所の仕事を請け負い、B事業所へ下請に出していたが、当時の労働者名簿等が無いので何も分からず、申立人の名前も知らない。そもそも厚生年金保険に加入したことはない。」と回答している。

また、申立人は、A事業所の同僚の名前を覚えていないとしていることから、申立内容に関して証言が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、B事業所に勤務していたと主張しているが当時の事業主及び同僚の名前は覚えていないとしているところ、オンライン記録によると、当該名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、申立内容に関して証言が得られないことから、当該名称の事業所を特定す

ることができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについても確認できない。

加えて、申立人に就職先を紹介した従兄弟とみられる者は、既に死亡していることから、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

申立期間について、5,000 円ぐらいの賞与を支給されたと思うが、当該記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立期間に係る賞与が支給されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、申立人の雇用形態はパートであり、勤務期間が6か月未満の者には賞与を支給しないというパートタイマー賞与支給基準に従って、申立期間に係る賞与を支給していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。